

第3節

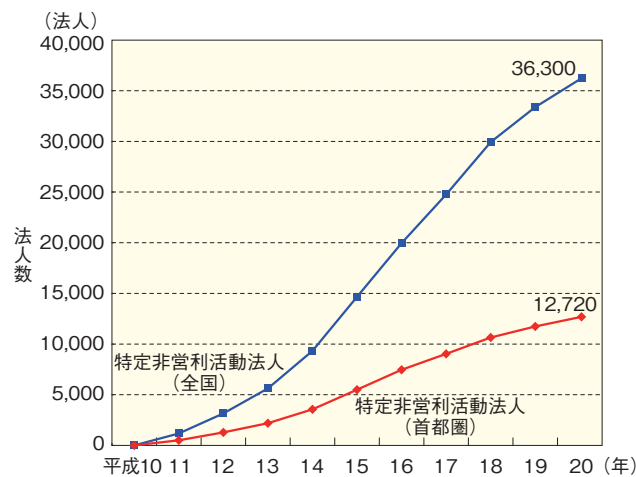
個人主体の多様な活動の展開

1. 特定非営利活動法人の現状と支援

(1) 特定非営利活動法人の現状

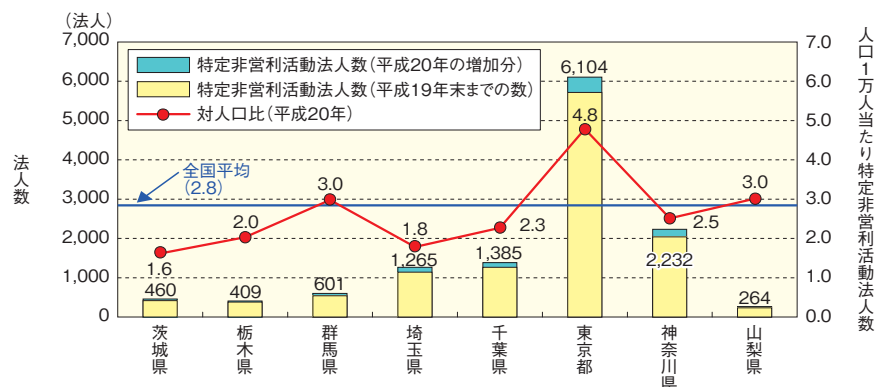
近年、福祉、環境、まちづくりなど様々な分野において、民間非営利団体による社会貢献活動が活発化している。特定非営利活動法人の数は、特定非営利活動促進法の施行以降、増加し続けており、平成20年末時点での認証法人数は全国で36,300となっている。首都圏においては、全国の約35%にあたる12,720の団体が特定非営利活動法人として認証されている（図表2-3-1）。

図表2-3-1 特定非営利活動法人数の推移



注：特定非営利活動法人数は各年12月末現在の値である。
資料：内閣府資料により国土交通省国土計画局作成

図表2-3-2 首都圏都県別の特定非営利活動法人の認証状況

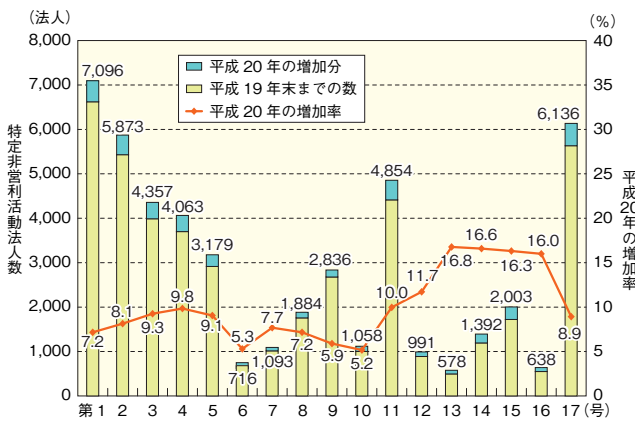


注：特定非営利活動法人数は各年12月末現在、各都県の人口は平成20年10月1日現在の値である。
資料：内閣府資料及び「平成20年10月1日現在推計人口」（総務省）により国土交通省国土計画局

平成20年における首都圏各都県別の認証状況をみると、特定非営利活動法人数、人口当たりの法人数、平成19年からの一年間の増加数は、東京都が最も多い。また、群馬県及び山梨県は、特定非営利活動法人数は比較的少ないものの、人口当たりの法人数は東京都に次いで多く、全国平均を上回っている（図表2-3-2）。

次に、首都圏における特定非営利活動法人について、活動分野別の認証状況をみると、保健、医療又は福祉の増進、社会教育の推進、他団体の支援等の分野が多くなっているが、平成15年改正の特定非営利活動促進法により追加された、第12～16号の活動分野についても、新たな活動分野として高い増加率を示している（図表2-3-3）。

図表 2-3-3 首都圏における活動分野別の特定非営利活動法人認証状況（平成20年12月末現在）



号数	活動の種類
第1号	保健、医療又は福祉の増進を図る活動
第2号	社会教育の推進を図る活動
第3号	まちづくりの推進を図る活動
第4号	学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
第5号	環境の保全を図る活動
第6号	災害救援活動
第7号	地域安全活動
第8号	人権の擁護又は平和の推進を図る活動
第9号	国際協力の活動
第10号	男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
第11号	子どもの健全育成を図る活動
第12号	情報化社会の発展を図る活動
第13号	科学技術の振興を図る活動
第14号	経済活動の活性化を図る活動
第15号	職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
第16号	消費者の保護を図る活動
第17号	前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

注1：号数及び活動の種類は、特定非営利活動促進法に基づいている。

注2：第12～16号は、改正特定非営利活動促進法（施行日：平成15年5月1日）により追加された活動の種類である。

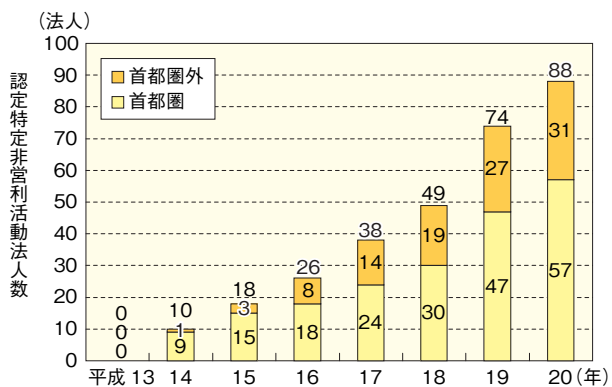
注3：ひとつの法人が複数の号の活動を行う場合、各号を1法人として複数計上している（総活動数44,687）。

資料：内閣府資料により国土交通省国土計画局作成

(2) 特定非営利活動法人への支援

特定非営利活動法人に係る税制上の措置としては、特定非営利活動法人のうち一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けたもの（認定特定非営利活動法人）に対して支出した寄附金について、寄附金控除等の対象とする措置が平成13年10月から講じられている。その後、この認定特定非営利活動法人制度については、認定要件の緩和、みなし寄附金制度¹⁾の導入等の改正が行われてきた。首都圏における認定の有効期間内にある認定特定非営利活動法人数は、平成20年末現在で57（全国では88）となっている（図表2-3-4）。

図表 2-3-4 租税特別措置法に基づく認定特定非営利活動法人数の推移



注：各年12月末現在において認定の有効期間内にある認定特定非営利活動法人数である。

資料：国税庁資料により国土交通省国土計画局作成

1) みなし寄附金制度：収益事業に属する資産のうちから、収益事業以外の事業のために支出した金額について、寄附金の額とみなし、収益事業に係る課税所得の計算上、他の寄附金とあわせ寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入できる制度。

2. テレワークの推進

テレワークは、情報通信技術を活用した場所や時間にとらわれない柔軟な働き方であり、通勤混雑の解消や災害時に対する脆弱性の解消、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現などに寄与するものとして期待されている。

テレワーカー¹⁾の就業者に占める比率は平成17年時点で約10%と推計されている。この比率については、平成22年までに2割を達成することが政府の目標として掲げられており、平成19年5月には「テレワーク人口倍増アクションプラン」²⁾が策定された。

平成20年度は、職場や自宅以外での就労を可能にするテレワークセンターの機能や環境、必要性や課題等を検討するため、横浜市青葉区あざみ野で実証実験を実施した。あわせて、テレワークの普及・促進を図るため、「企業のためのテレワーク導入・運用ガイドブック」の改訂や、シンポジウムを開催し、テレワークの普及啓発を実施した。

図表 2-3-5 テレワークセンターあざみ野

(左) テレワークセンターあざみ野のレイアウト (右) クローズド席の執務環境



資料：国土交通省

1) テレワーカーとは週8時間以上テレワークを実施した人をいう
2) 平成19年5月29日 テレワーク推進に関する関係省庁連絡会議決定